

令和3年10月泉南市農業委員会定例会

令和3年10月7日 午後1時30分
水道庁舎 3階 会議室

・出席委員

(農業委員)

山下 博	田中 秀和	藪内 與四男
宮内 栄作	杉野 榮一	東 和宏
伊藤 喜久	池上 安夫	宮下 明
森谷 豊	中野 吉次	上野 寛治
馬場 定夫		

(推進委員)

西浦 賢二	戎野 繁	吉積 弘行
角辻 健二		

・欠席委員

(農業委員) 田中 一寿子

(推進委員) 山本 芳男

事務局 それでは定刻になりましたので、ただ今より令和3年10月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日の委員の出席の状況ですが、田中一寿子委員から欠席の届出は出ておりませんが、今のところ不在となっております。出席委員については現在14名中13名で過半数以上出席しておりますので、会議は滞りなく成立いたします。推進委員については、山本委員より欠席の届出がでておりますので、本日の出席は4名となっております。それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事となっております。会長よろしく申し上げます。

会 長 皆さん、どうもご苦勞様でございます。皆様におかれましては何かとお忙しい中、泉南市農業委員会10月定例会にご出席いただきありがとうございます

長引くコロナ禍でございますが、ようやく緊急事態宣言が解除されました。しかしながら、油断しておりますと、すぐに第6波に入っていく

会 長 かと思われます。近い内には治療薬が出来るという話もございますので、それまでは気を抜かないで辛抱していただきたいと思います。

また、国会では新内閣が発足し、第100代 岸田文雄内閣総理大臣が誕生いたしました。何はともあれ、農家の所得向上を目指す農業政策に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、本日は議案が4件、報告案件が3件でございます。最後まで慎重審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 それではこれより議事に入ります。

まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方で指名させていただいて異議ありませんか。

異議なしの声

会 長 ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、5番 杉野委員、7番 伊藤委員をお願いいたします。

以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長 それでは、令和3年議案第29号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第29号を朗読する前に、泉南市農業委員会に関する規程第13条の議事参与の制限により〇〇委員に退席していただきます。

〇〇委員 退席

事 務 局 令和3年議案第29号1件について朗読する。議案第29号につきまして、地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 報告させていただきます。現地を見てまいりましたが、野菜を色々と植えていましたので、問題ないかと思えます。以上です。

事 務 局 ありがとうございます。議案第29号につきまして事務局の方から補

事務局 足説明させていただきます。

譲渡人は80歳と高齢であり、当該地は遊休農地でした。譲受人の住居は当該地の向かいにあり、譲渡人から農地管理の依頼を受けて従前から耕作を行っていましたが、今回、所有権移転する事となりました。譲受人は営農意欲が高いため、当該地周辺の遊休農地解消の先駆けとなっていただきたいと思っています。以上です。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 それでは質疑がないようですので、議案第29号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第29号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第29号は原案のとおりする許可することといたします。

会長 続きまして令和3年議案第30号「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 令和3年議案第30号2件について朗読する。議案第30号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきます。No. 1につきましては〇〇委員よろしくをお願いします。

〇〇委員 10月4日に現地確認してまいりました。地図でご覧のように三角形の小さな農地で、サツマイモを植えておりました。以上です。

事務局 ありがとうございます。続きまして、No. 2につきまして〇〇委員よろしくをお願いします。

〇〇委員 現地確認に行ったところ、里芋とサツマイモが植えられておりました。

事務局 ありがとうございます。事務局の方から議案第30号について補足説明させていただきます。

No. 1につきましては、譲渡人は86歳の高齢で後継者がなく、農地整理を行う事となりましたが、農地面積が小さく、隣接する農地も無い為、買取者が見当たらなかったのですが、この度、譲受人に所有権移転する事となりました。

譲受人は、近くに農地を所有しており、自家用車の置場が無く、不便を感じていた為、申請地を露天駐車場として整備するものです。駐車スペースとしましては、3台確保されております。地元水利組合には協議済みで同意も頂いております。

No. 2につきましては、当該農地は、譲渡人の母親から相続した農地ではありますが、住居を〇〇市に構えており、農地管理が出来ず、営農意欲もないため、所有権移転を行うものです。

土地の選定理由につきましては、土地の形状・太陽光の障害の有無・周辺への影響がないかを勘察し、市街化農地・第3種農地を検討しましたが、太陽光発電事業に適している土地がなく、最終的に当該地が適していると判断しました。

設置パネル枚数は50枚、設置容量は22.5kwです。設置費用につきましては、約400万円かかりますが、すべて譲受人の自己資金で賄います。当該地には有害鳥獣対策用のワイヤーメッシュ柵を設置しており、その点についても検討いただきたいと思います。以上です。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および各地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 No. 2についてですが、有害鳥獣対策用のワイヤーメッシュを張っているという事ですが、国費が入っているかと思いますが、会計検査はまだですか。

事務局 まだです。対象となる可能性はあります。

会長 これについて〇〇委員のご意見はどうですか。

〇〇委員 有害鳥獣の電気柵を設置したときに一緒に設置していて、外されると害獣が入ってくる可能性があります。ただ、この柵は国費が入っていますよね。

会長 この件の問題について委員さんに説明してもらえますか。

事務局 No. 2つきましては有害鳥獣対策の関係で国から補助金をもらって柵を設置しています。それが転用する事によって農地でなくなってしまう。国費が絡んでおりますので、別の場所に転用した部分の柵を流用して移設しないといけないのではという事です。

〇〇委員 当該農地は少しの面積の田んぼなので、移設するにもピタリとあう田んぼがないんです。足りない分は耕作者が自費で購入してやってくれと言われても、この農地より5倍も6倍も大きい田んぼに移設して、残り全部に柵を自費で設置するとなると、かなり費用もかかるので。

事務局 太陽光の業者にやってもらう事はできないですかね。

〇〇委員 やってもらうように言うか、補助金でやっているの、柵にはさわるなど言うしか無いんじゃないですか。

〇〇委員 太陽光発電用地になるのに害獣用の柵は残したままという事ですか。

〇〇委員 それを加味して太陽光発電をやってもらうしかないと思います。補助金が出て設置しているので柵にはさわれない。

事務局 そうなると営農型太陽光発電という事になります。

〇〇委員 それしか仕方がないんじゃないですか。

〇〇委員 補助金が出ているので、土地を転用してはいけませんよ。

事務局 ですので、農地はそのまま、パネルの下で何か耕作をするという形の太陽光発電パネルにしてもらえば、大丈夫だとは思いますが。

〇〇委員 補助金で設置している柵を動かすというのは大きな問題だと思います。

〇〇委員 今回のワイヤーメッシュは現物支給という形で設置しています。

〇〇委員 譲渡人は補助金で柵を設置しているという認識はあるんですか。

事務局 無いと思います。相続されてすぐなので。

〇〇委員 私はずっとこの農地の横で、利用集積で耕作しているので、よく知っているのですが、地主の方とは違う方が畑作をしています。熱心にやっていたのですが、地主が売買するというのでは仕方ないですね。ただ、ワイヤーメッシュを張る時は、耕作されている方と、僕たちが手伝って一緒に設置作業をしました。

〇〇委員 もし転用するという事になれば、補助金を返せば良いという話ですか。

〇〇委員 それとはまた別です。国費の現物支給で、自力施行しますという事で材料だけもらっているんです。ただし、現物は我々の物ではなくて、国から借りて設置したものなので。

〇〇委員 〇〇委員がおっしゃったように柵を残したままで何とかするという方法ぐらいしかないのでしょうか。

〇〇委員 パネルの下で何かを耕作しないと、補助金の趣旨からはずれるんじゃないですか。だとしたら、そういう指導をしないといけないのでは。

事務局 営農型太陽光発電にするとしても許可は必要になります。4条であれば、土地所有者が自己資金で太陽光パネルを設置し耕作する、5条ですと、譲受人が太陽光パネルを設置して、パネルの下で耕作をするという事です。ただ、今回の場合は、譲渡人は営農意欲が無く、最後の所有農地なんです。他の所有農地はすべて太陽光発電設備に転用しています。

〇〇委員 今まで耕作していた方は関係無いんですよね。

事務局 そうですね。小作権が無いので。仮に今まで耕作していた方に下で耕作してもらおうとすると、その方に毎年の農作物状況報告をしてもらう必要があります。譲受人も〇〇市在住の方なので、耕作する事はないと思います。ですので、代替地で柵を設置せざるをえないと思います。

会 長 　　ただ、そのやり方でも大丈夫かどうかです。

事 務 局 　　差し替えの形で最初の指定の場所に変えるしかないと思います。

会 長 　　事務局はワイヤーメッシュをしている事について知らなかったんですか。

事 務 局 　　ワイヤーメッシュをしているのがわかったのは立ち合いの時です。補助事業でやっているのか、個人的にやっているのかはわからないので。

会 長 　　国費でやっているかもしれないという事を想定しておかなければならないですね。

〇〇委員 　　事務局が言ったように代替え地に移設というのであれば、流用できる適地があれば良いですが。一度、心当たりを声をかけてみましょうか。

事 務 局 　　まずは代替え地という事が可能かどうか確認をしてみます。

会 長 　　この案件については保留という事でよろしいですか。

会 長 　　それでは色々な質疑がございましたが、議案第30号No. 1につきましては原案どおり承認してご異議ございませんか。

議案第30号No. 2につきましては関係各所に調査・確認のため保留という事でご異議ございませんか。

異議なし

会 長 　　そのようにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

会 長 　　続きまして、令和3年議案第31号「農業経営基盤強化促進法第18条規定による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　令和3年議案第31号2件について朗読する。議案第31号につきましては、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告して

事務局 いただきます。N o. 1につきましては〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 この農地は私の家の近くで、所有者の方が亡くなって6年ほど経ち、休耕ですが、草刈はきっちりとされ、管理は十分行き届いておりました。最近、借り手の方がトラクターで鋤いて作付け準備を行っておいりましたので、なんら問題ありません。

事務局 ありがとうございます。続きましてN o. 2につきましては〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 N o. 2につきましてご報告させていただきます。借り手はネギ農家でございます、作付面積も一町3反になります。付近の農地でも作付けしております。現況はトラクターで耕運して作付けできる状況ですので、なんら問題ございません。

事務局 ありがとうございます。議案第31号について事務局の方から補足説明させていただきます。

N o. 1につきましては、借り手は農業塾の元塾生で今も役員を務めております。営農意欲が高く、直売所出荷用ににんにく、たまねぎ、ほうれん草等多様な作物を栽培する予定です。

N o. 2につきましては、借り手は青ネギ農家で、大阪版認定農業者の認定を受けております。利用集積による耕作実績も豊富です。当該農地は遊休農地になっておりましたが、今回の貸借により解消されます。以上です。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および各地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 それでは質疑がないようですので、議案第31号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第31号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第31号は原案のとおり決定することといたします。

会 長 続きまして令和3年議案第32号「都市農地の貸借の円滑化に係る法律第4条第3項の規定による事業計画の認定について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます

事 務 局 令和3年議案第32号1件について朗読する。議案第32号につきまして、地区農業委員と現地確認を行っておりますので、報告させていただきます。中野会長よろしく申し上げます。

会 長 先日、事務局と共に現地確認を行いました。貸し手の方をよく知っておりますが、綺麗に鋤いて、いつでも耕作出来るようにしております。借り手の方は先月の定例会案件での5条届出の譲渡人の方です。農地を譲渡されましたが、まだ農業を続けたいとの意向で、同じような面積の農地を希望されておりましたので、当該農地を貸借する事となりました。以上です。

事 務 局 ありがとうございます。会長からすべてご説明いただきましたので、事務局の方から補足説明はございません。

会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明ならびに、私の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 それでは質疑がないようですので、議案第32号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第32号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案32号は原案のとおり認定することといたします。

会 長 次に、報告事項に入ります。令和3年報告第19号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和3年報告第19号2件について朗読する。報告第19号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。

 No. 1につきましては、当該農地は、届出人の父親から相続した農地ですが、住居を〇〇市に構えており、農地の状況が管理出来ておらず既に農業用倉庫として転用されています。始末書を添付の上、転用届出書が提出されました。

 No. 2につきましては、露天駐車場として転用届出書が提出されました。駐車台数としまして、乗用車11台を置ける月極駐車場として整備するものです。以上です。

会 長 ありがとうございました。

 それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 よろしいですか。特に質問がないようですので、以上で報告第19号を終了します。

会 長 続きまして、令和3年報告第20号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和3年報告第20号2件について朗読する。報告第20号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。

 No. 1につきましては、当該農地は、遊休農地であり、周辺住民から苦情が寄せられていた農地でありました。露天駐車場として転用届出書が提出されました。駐車台数としましては、乗用車20台を置ける月極駐車場として整備するものです。

 No. 2につきましては、譲渡人はいくつもの会社を経営されており、譲受人は妻名義の会社で、露天駐車場として転用届出書が提出されました。駐車

- 事務局 台数としましては、乗用車38台を置ける月極駐車場として整備するものです。
- 会長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。
- 会長 よろしいですか。特に質問がないようですので、以上で報告第20号を終了します。
- 会長 続きまして、令和3年報告第21号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。
- 事務局 令和3年報告第21号2件について朗読する。報告第21号につきまして事務局より作付け状況を報告させていただきます。
No. 1につきましては、9月9日〇〇委員と現地確認を行っております。2筆共、貸農園として農地管理を行っておりました。
No. 2につきましても、9月16日〇〇委員と現地確認を行っております。全て水稻を行っておりました。以上です。
- 会長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。
- 会長 よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。
特に発言がないようですので、以上で報告第21号を終了します。
- 会長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。ありがとうございます。
- 職務代理 どうも長時間ご審議ありがとうございました。これもちまして10月定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。次回の定例会につきましては、11月10日(水)場所は、市役所別館 1階 会議室1・2です。どうも長時間ありがとうございました。

午後2時38分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和3年10月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 _____

署名人 _____